

実施要領（空気環境測定、飲料水貯水槽清掃、ねずみ・昆虫等防除）

1 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管理法」という。）及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令に基づき、適正な方法により次の業務を行うものとする。

- (1) 空気環境測定
- (2) 飲料水貯水槽清掃（書類検査申請を含む。）
- (3) ねずみ・昆虫等防除

2 業務実施方法及び実施時期

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（以下、「建築物衛生法」という。）に規定される「建築物環境衛生管理基準」に従って業務を行うこと。

(1) 空気環境測定

① 業務対象施設及び測定ポイント等

棟	構造・規模	ポイント	測定内容及び回数
本部棟	RC・2F	3(1)	① 測定内容（ビル管理法施行規則第 3 条の規定、学校環境衛生基準（平成 30 年 4 月 1 日文部科学省告示第 60 号））： 温度、相対湿度、気流、二酸化炭素含有量、一酸化炭素含有量、浮遊粉じんの量、落下細菌、熱輻射
芸術資料館 芸術学部棟 第 1 工房棟	SRC・6F SRC一部 S・6F RC・2F	18	② 原則として、1 ポイントに付き 2 回を同一日に行うこと。ただし、落下細菌及び熱輻射については 1 回とする。ポイントの具体的な箇所は別紙 1～13 のとおり。
講義棟 国際学部棟	SRC・7F SRC一部 S・7F	14(11)	※ポイントの欄の（ ）は落下細菌及び熱輻射のポイント数を示す。
情報処理センター 情報科学部棟 情報科学部棟別館	SRC・7F SRC一部 S・8F SRC一部 S・6F	6	
図書館・語学センター棟	RC・4F	5	
学生会館	RC・3F	1(1)	
講堂	RC一部 S・2F	2(2)	

② 実施時期

5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月（落下細菌及び熱輻射は 5 月及び 11 月）

③ 有資格者

次のいずれかの要件を満たす者が、責任者として業務実施すること。

ア 厚生労働大臣の指定する空気環境測定実施者講習会を修了した者。

イ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者。

(2) 飲料水貯水槽清掃

① 実施対象

貯水槽清掃				実施時期
区分	容量	数量	構造	8 月又は 9 月
受水槽	135 m ³	1 基（2 槽式）	FRP	

- （参考）
- ・1 基当たり満水時間：約 6 時間（給水管の径 80mm）
 - ・1 基当たり排水時間：約 3～8 時間（排水管の径 200mm 排水方法等により変動）
受水槽周辺部が水浸や陥没しないように注意しながら排水を行うこと。
 - ・電源及び水道等の確保が困難なため、作業に際しては発電機とともに水を貯めるための容器等の準備が必要となる。
 - ・受水槽の場所及び大学構内配置図等は別紙 14（図面）のとおり。

② 実施方法等

ア 貯水槽内の照明、換気等については十分注意して、事故防止に努めること。

イ 貯水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面の付着物質等の除去を行うこと。また、貯水槽周辺の清掃及びボールタップ、満減水装置等の点検を行うこと。

- ウ 洗浄汚水の排水は、完全に行うこと。
- エ 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。消毒は 2 回以上繰り返すとともに、消毒排水の排除は完全に行うこと。
- オ 貯水槽内の水張り終了後、色度、濁度、味、臭気及び残留塩素の検査を行うこと。
- カ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条の 2 第 2 項及びその他関係法令等の規定に基づく検査（書類検査）を、厚生労働大臣の指定する検査機関に依頼して行うこと。
当該検査に要する経費は、本業務費用に含まれるものとする。

③ 有資格者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 28 条第 4 号ロに規定する講習課程を修了した者が監督及び従事すること。

(3) ねずみ・昆虫等防除

① 業務範囲

71,868 m²

内訳は別紙 15 のとおり。エレベータ昇降路、ピット内など普段は入ることのできない箇所、高所で届かない箇所等は本業務の対象外とする。

② 業務実施方法

人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめる方法により、建築物において考えられる有効かつ適切な技術を組み合わせて有害生物を制御し、その水準を維持する総合的有害生物管理に基づき行うものとする。

ア 専有部分、共有部分、機械室、電気室、パイプシャフト、駐車場、建築物の周囲等での目撃情報及び被害状況などの目視調査を行うこと。

イ ねずみ・昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、防除を年 1 回は適切な方法により行うこと。

ウ 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等のねずみ・昆虫等が発生しやすい箇所については、その生息状況等を調査し、必要に応じて、発生を防止するための措置（調理機器背面、隙間等への殺虫剤局所重点噴霧、壁際等、調理台等裏面、調理機器下部及び背面等への残効性殺虫剤の利用など）を講ずること。

（措置に係る諸条件等）

- ・ 食堂内の厨房周りにゴキブリ生息サインの実績あり。厨房用グリストラップ（2 個）、湧水槽（0.4 m³、15 か所）などその他の箇所では生息サインの実績なし。
- ・ 殺そ剤の使用が困難又は不適切な場所には、ねずみ・昆虫等の捕獲・生息調査用粘着トラップの設置、ジェルベイト剤の塗布などを行い、捕獲状況調査及び報告、定期的なトラップの交換作業及び経過観察を行うこと。
- ・ ねずみ・昆虫等の発生が確認されたときには、その都度駆除を行い、進入経路の特定及び再点検を実施すること。
- ・ 即効性殺虫剤の濃厚少量噴霧（空間噴霧）などを行うこと。薬剤を散布又は噴霧するときは、食品や食器へ影響のないように留意すること。また、使用する薬剤については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に準ずるとともに、薬事法上の許可を受けた医薬品、医薬部外品を使用し、適正に業務を実施すること。
- ・ 調査は平日に行うことも可能であるが、薬剤を散布又は噴霧する際は土・日曜日等での対応とすること。

エ ねずみ・昆虫等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。

オ 本法人の職員が指示したときは、必要に応じ臨時に薬剤の散布を行うこと。

③ 実施時期

ア 生息調査・防除（捕獲状況調査、トラップの交換作業、効果測定、薬剤散布又は噴霧など）

区分	実施予定月
全棟（食堂を含む。）	年 2 回 5 月・11 月
食堂（喫茶、厨房等を含む。）のみ	年 4 回 7 月・9 月・1 月・3 月

3 報告事項等

(1) 各業務共通

- ① ビル管理法に基づく登録を広島市保健所長から予め受け、広島市保健所長が発行した各業務の「登録証明書」の写しを提出すること。
- ② 予め業務に従事する現場責任者の住所・氏名を報告するとともに、業務実施に必要な資格を証する書類の写し等を提出し、大学の承認を得ること。現場責任者に変更があったときも、また同様とする。
- ③ 業務実施後は、報告書を速やかに提出し、大学の職員の確認・検査を受けること。
- ④ 実施計画書及び報告書には、業務実施年月日、業務従事者氏名、作業内容、使用機器・薬剤・器具等などを記載すること。

(2) 各業務固有事項

- ① 空気環境測定業務の報告書は、測定内容に係る基準値、測定場所毎の時刻、在室人数などの測定時の状況とともに、測定内容の結果について記載すること。(基準値を超えている場合には赤色表示とするなど判りやすく記載すること。)
- ② 貯水槽の清掃を行う際には、業務従事者について前記 3(1)エに係る実施計画の提出の際に、作業従事者の健康診断書(最新のもの)の写しを提出して、その承認を得なければならない。
- ③ 貯水槽の清掃に係る報告書には、当該業務の実施前、実施中及び実施後の状況写真を添付すること。また、貯水槽内の水張り終了後、色度、濁度、味、臭気及び残留塩素について検査した結果の報告書も添付すること。
- ④ ねずみ・昆虫等の防除作業に係る報告書には、全館巡回及び防除作業の内容、捕獲状況調査の結果、トラップの交換作業内容、効果測定などについて記載すること。

4 留意事項

- (1) 本業務を実施する上で必要な経費のうち、電気料、水道料及びガス料は大学の負担とする。
- (2) 貯水槽の清掃業務については、作業衣及び使用器具を貯水槽の清掃専用のものとし、作業衣及び使用器具の消毒を行い、業務が衛生的に行われるようすること。
- (3) 受託者は、業務に支障を生じないよう人員を配置し、業務に従事させなければならない。
- (4) 受託者は、業務従事者の健康状態に留意するとともに、貯水槽の清掃業務に従事させようとする場合には、概ね 3 か月ごとに健康診断を受けた者とし、健康状態の不良の者は、業務に従事させないこと。
- (5) 業務を実施日については、本法人の職員と事前に協議して、業務の日時、作業方法等の詳細を決定すること。

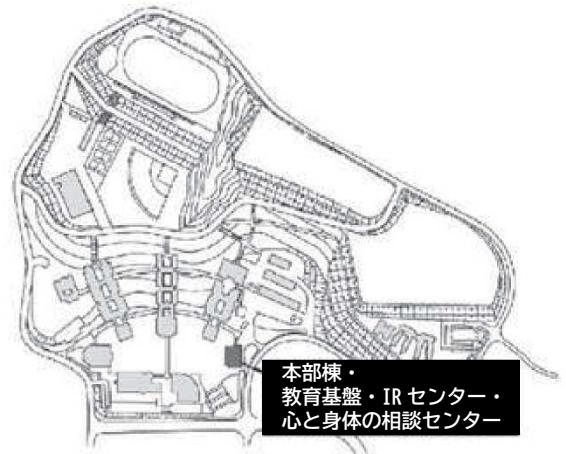
(参考) 年間業務計画総括

業務区分	空気環境測定	貯水槽清掃 (検査申請)	ねずみ・病害虫駆除 薬剤散布等
4月			
5月	◎ (落下細菌・熱輻射)		★ (全棟)
6月			
7月	○		☆ (食堂のみ)
8月		■	
9月	○		☆ (食堂のみ)
10月			
11月	◎ (落下細菌・熱輻射)		★ (全棟)
12月			
1月	○		☆ (食堂のみ)
2月			
3月	○		☆ (食堂のみ)

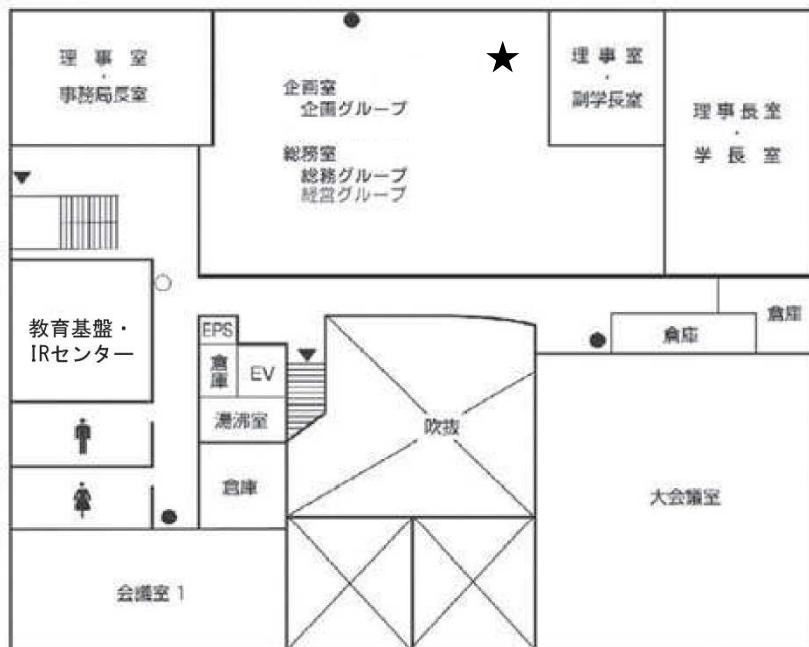
(注) 「◎ : 2回」、「○ : 4回」、「■ : 1回」、「☆ : 4回」、「★ : 2回」
は各業務の本仕様書内での必須業務実施予定時期を示す。

本部棟・ 教育基盤・IRセンター・ 心と身体の相談センター

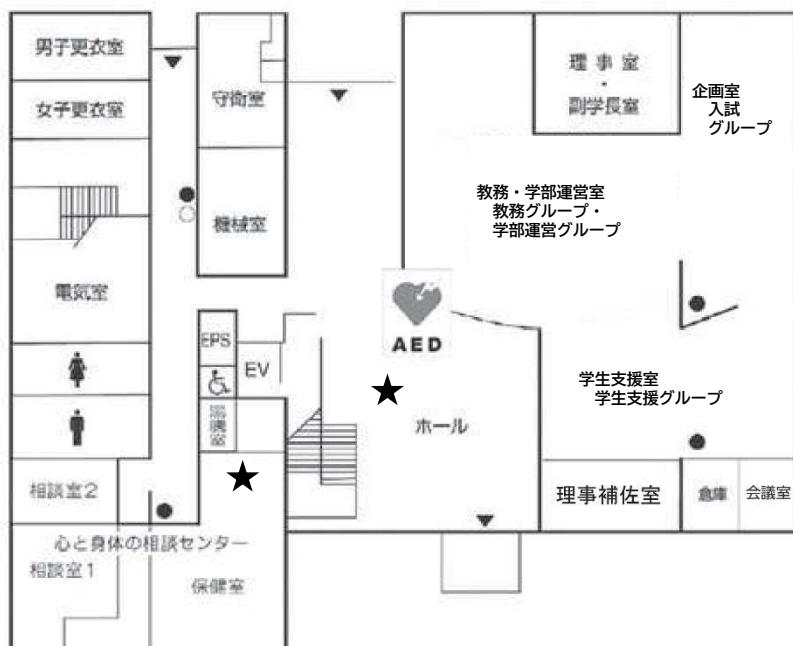
★ : 測定ポイント



2階

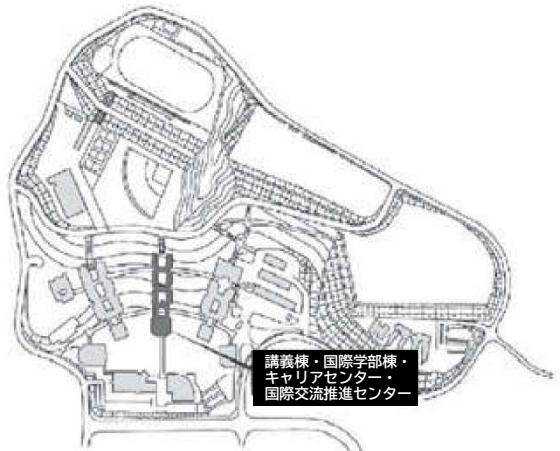


1階



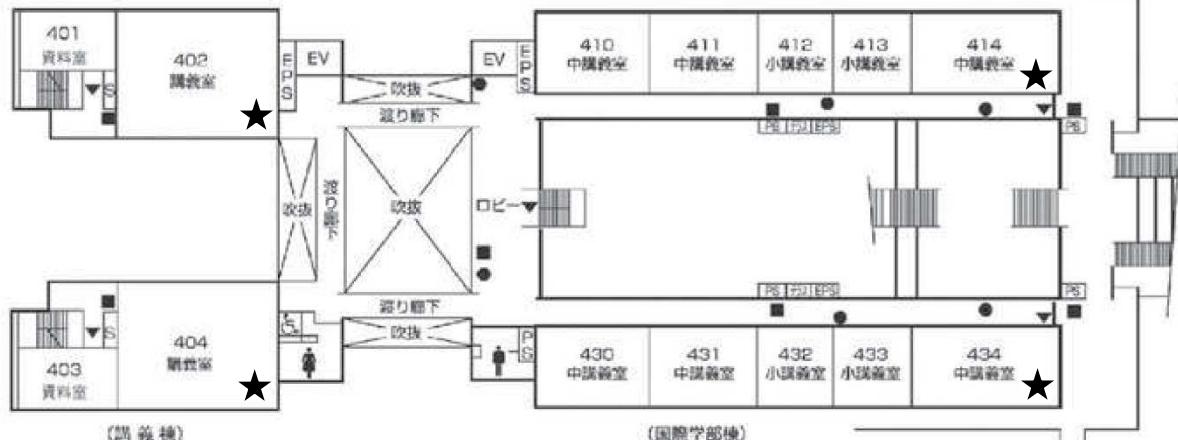
●消火器 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▽非常口

講義棟・国際学部棟・ キャリアセンター・ 国際交流推進センター

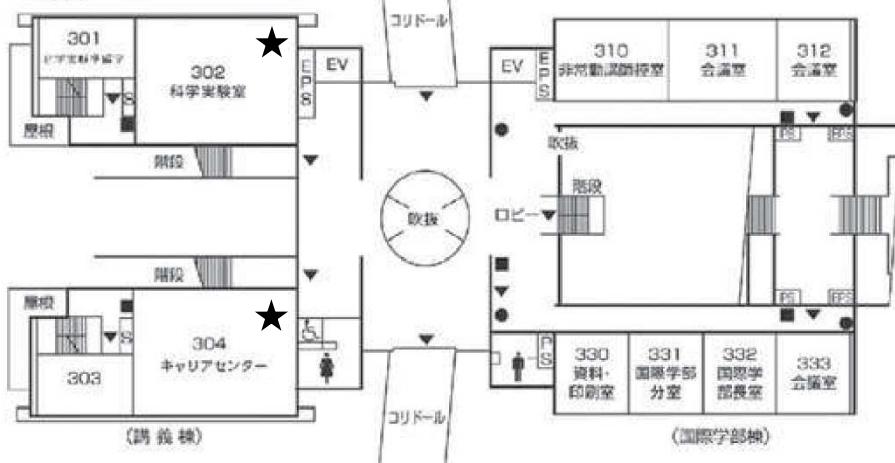


★ : 測定ポイント

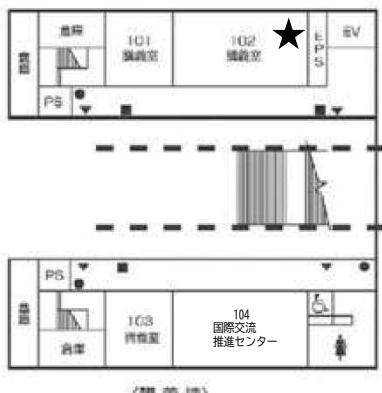
4階



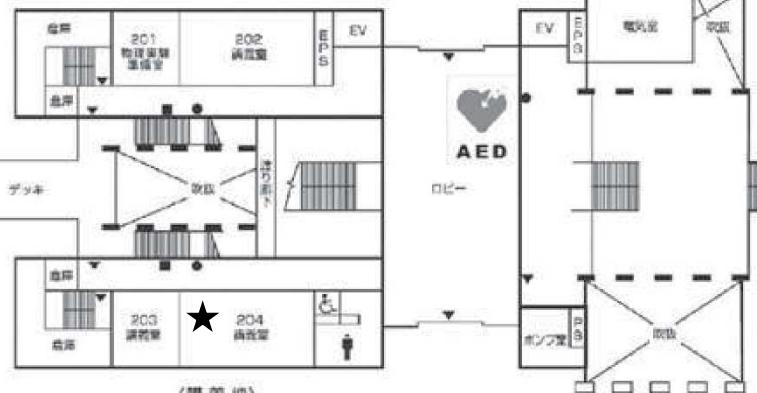
3階



1階

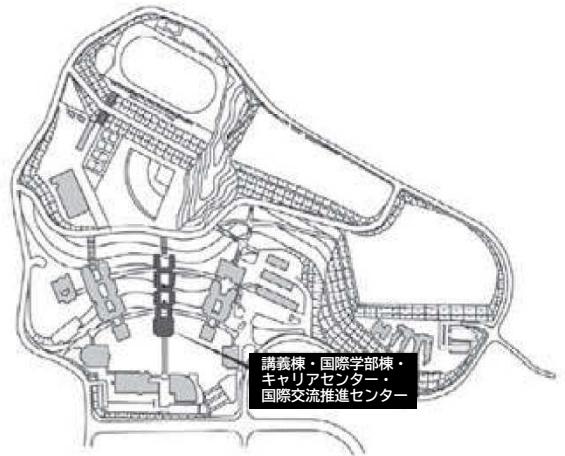


2階



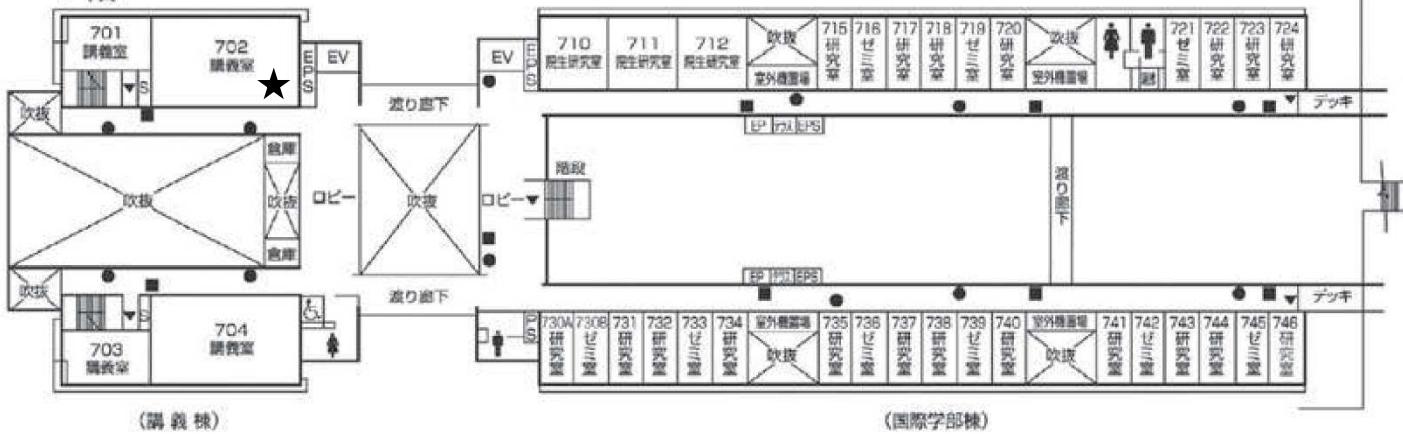
●消火器 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口

講義棟・国際学部棟・ キャリアセンター・ 国際交流推進センター

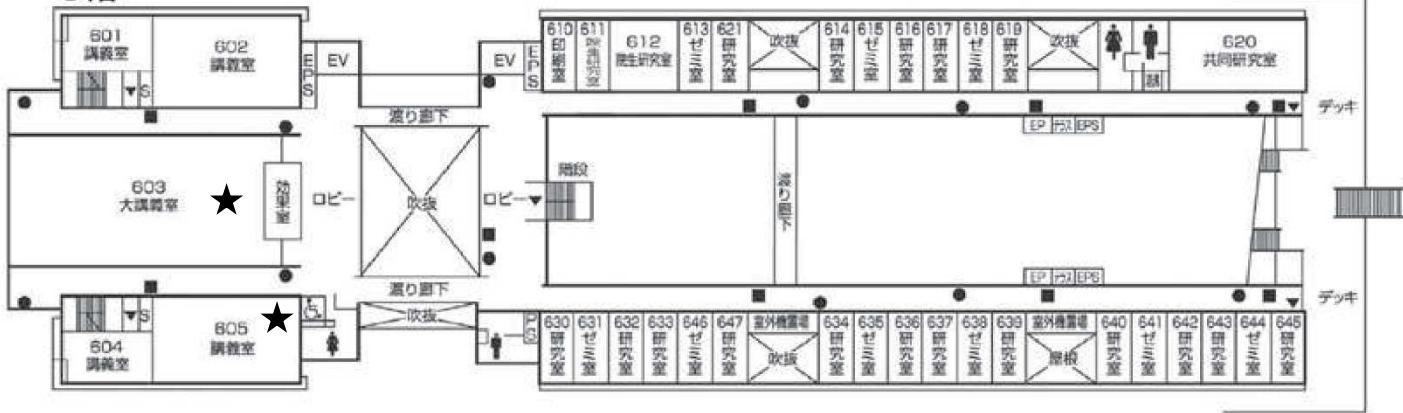


★ : 測定ポイント

7 階



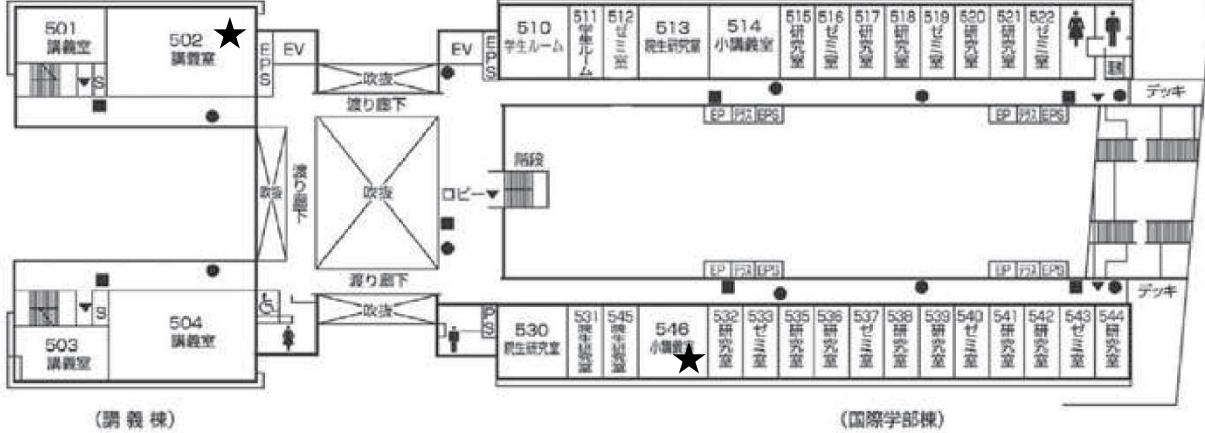
6 頁



（四）

(国际学部课)

5 頁



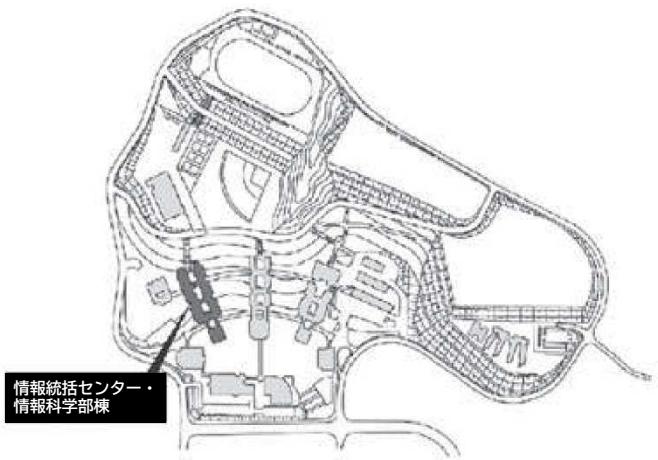
(男體檢)

（国际学部课）

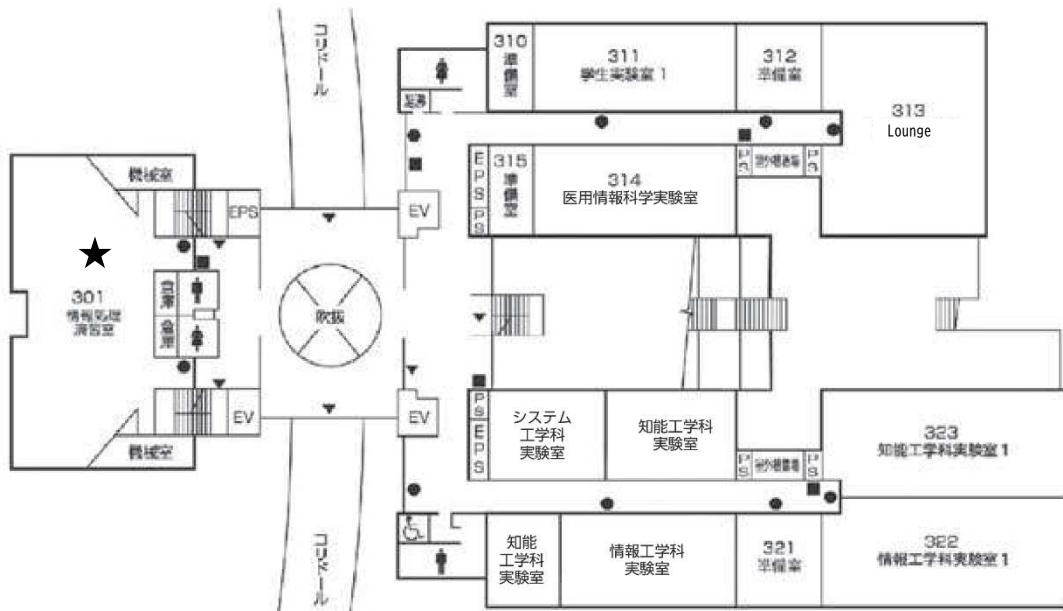
●消火器 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口

情報統括センター・ 情報科学部棟

★ : 測定ポイント



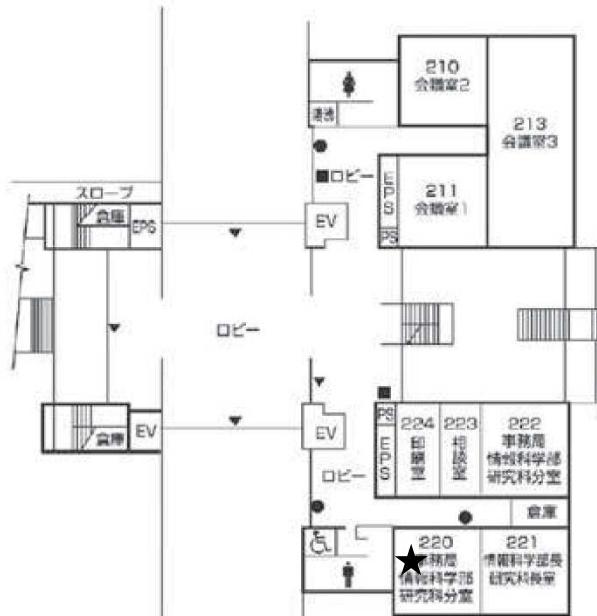
3階



(情報処理センター棟)

(情報科学部棟)

2階

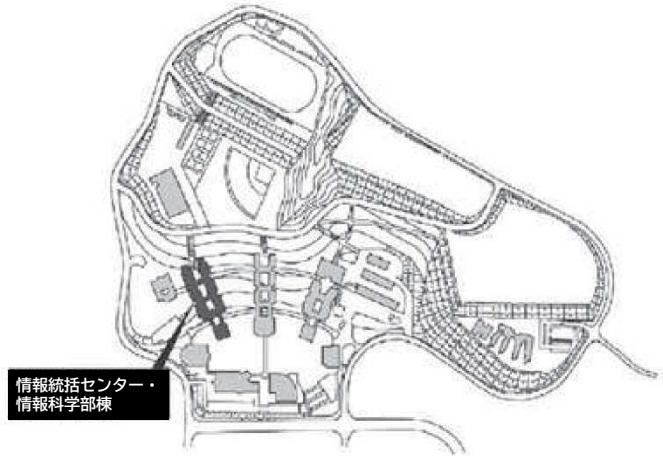


(情報科学部棟)

● 消火器 ■ 消火栓・警報器 ○ 管報器 ▽ 非常口

情報統括センター・ 情報科学部棟

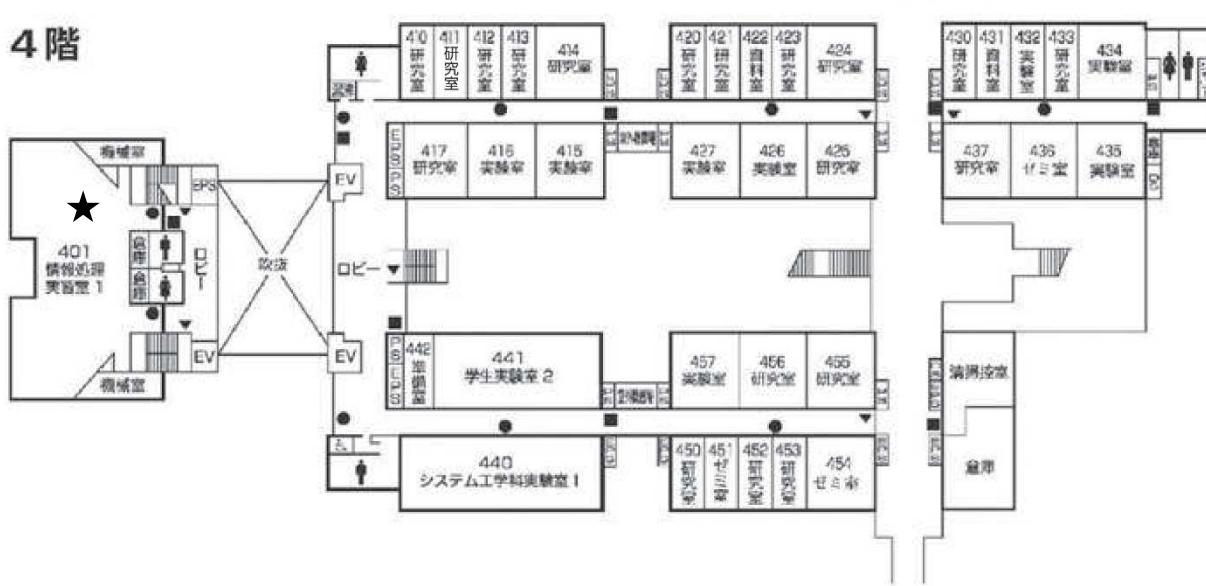
★ : 測定ポイント



5階

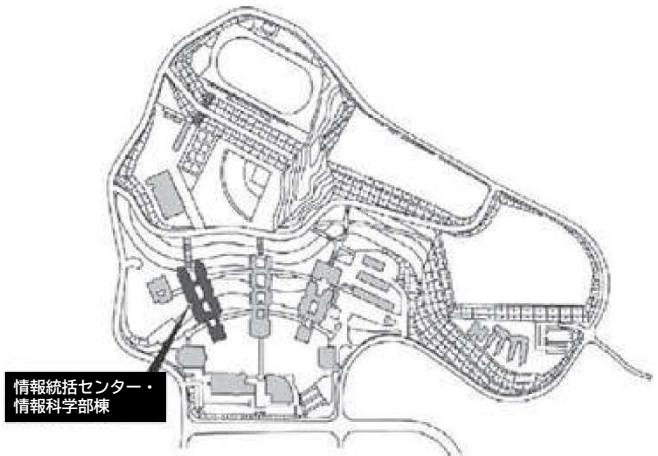


4階



●消火器 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口

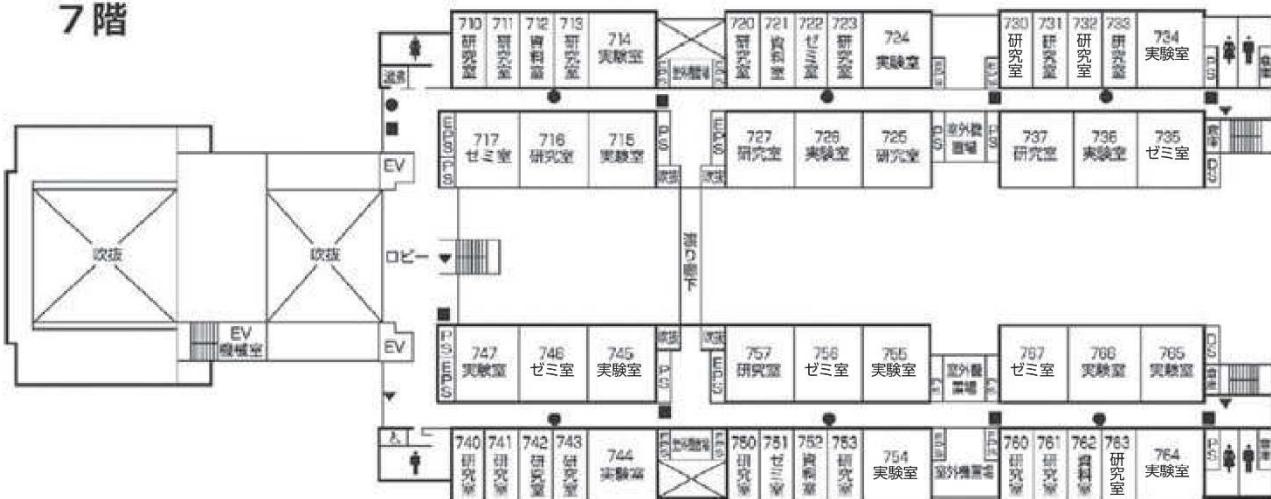
情報統括センター・ 情報科学部棟



★ : 測定ポイント

情報統括センター・
情報科学部棟

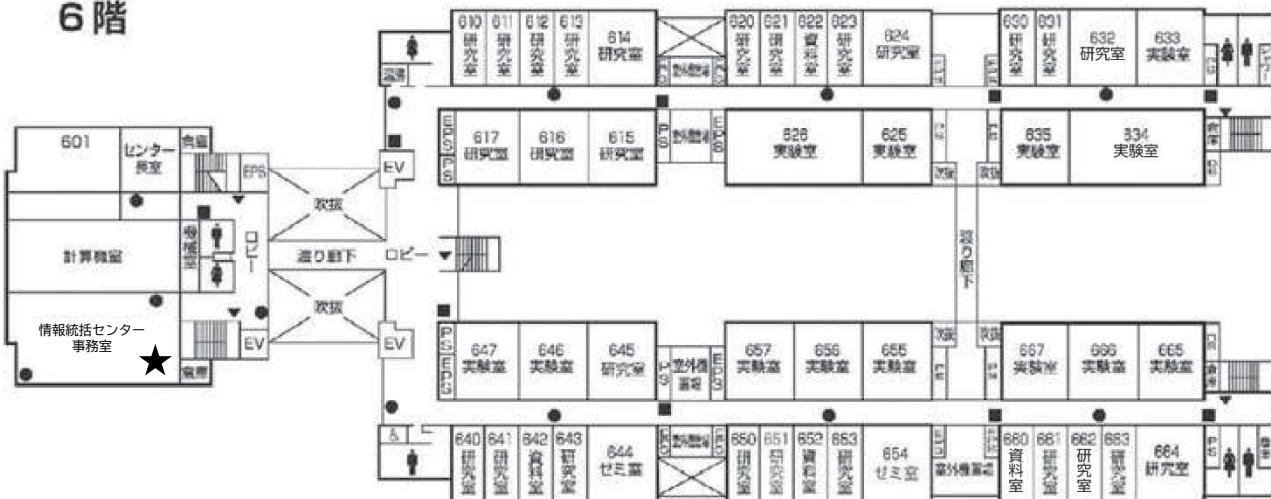
7 嗨



(情報処理センター棟)

(情報科学部棟)

6 倍



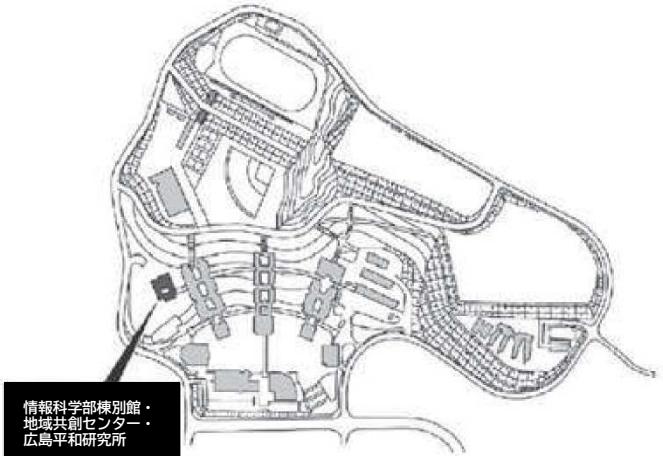
(情報処理センター棟)

(情報科学部棟)

● 消火栓 ■ 消火栓・警報器 ○ 警報器 ▼ 非常口

情報科学部棟別館・ 地域共創センター・ 広島平和研究所

★ : 測定ポイント

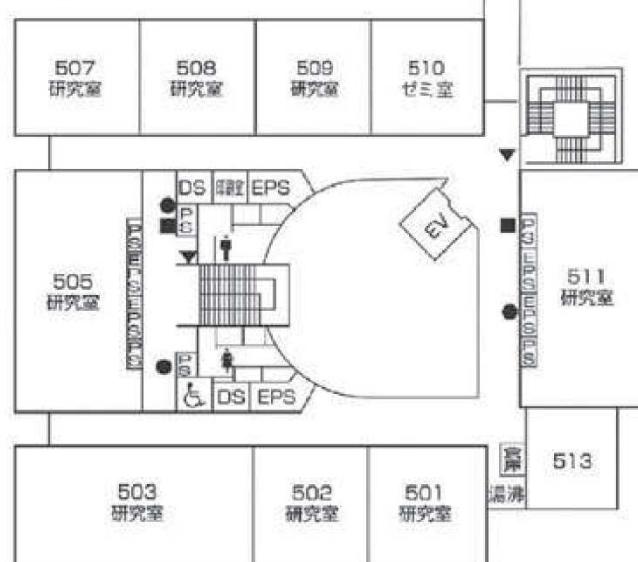


6階



(情報科学部棟別館)

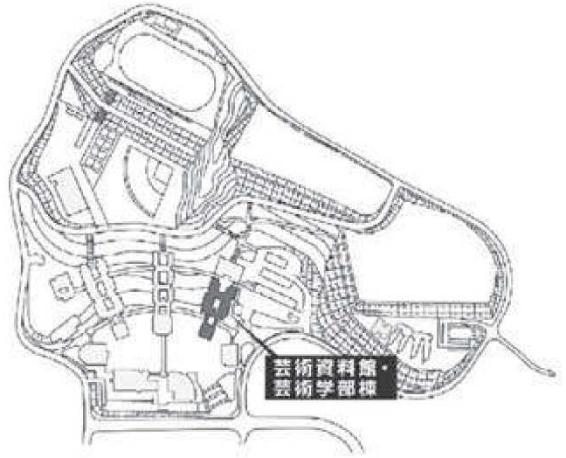
5階



(情報科学部棟別館)

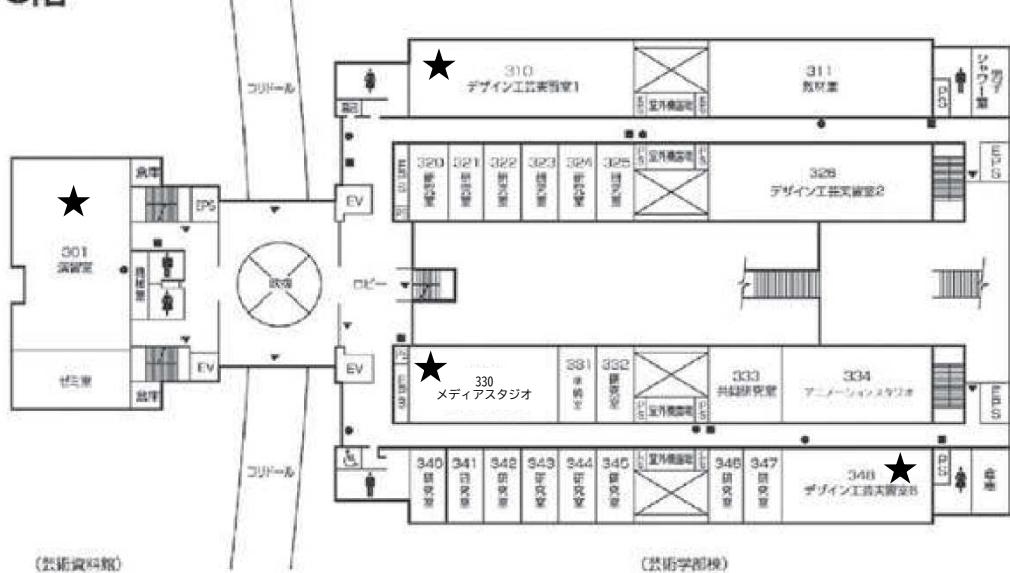
●消火器 ■消火栓・警報器 △警報器 ▽非常口

芸術資料館・ 芸術学部棟



★ : 測定ポイント

3階



2階

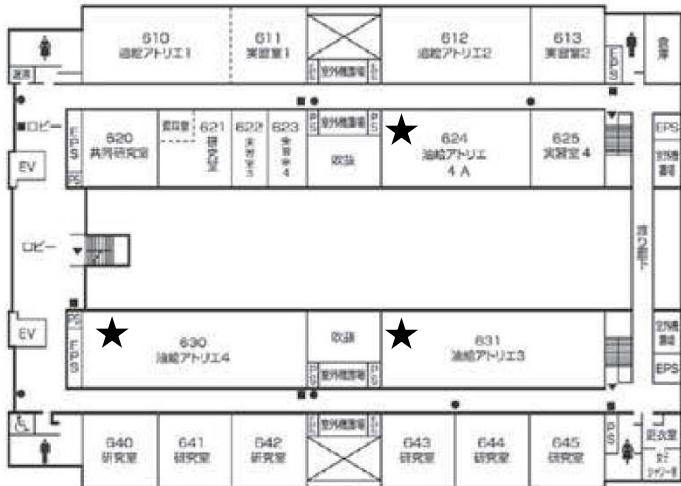


●消火器 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口

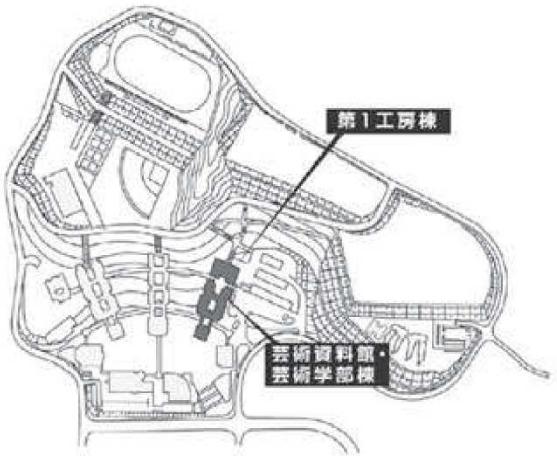
芸術資料館・ 芸術学部棟

★ : 測定ポイント

6

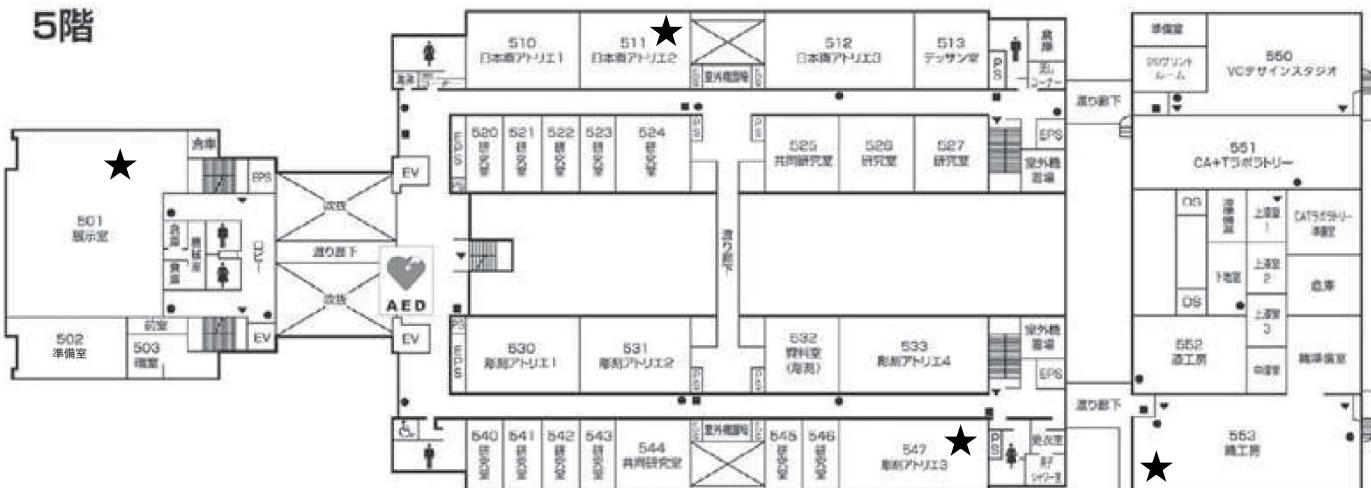


(藝術學院)



第1工房棟

5階

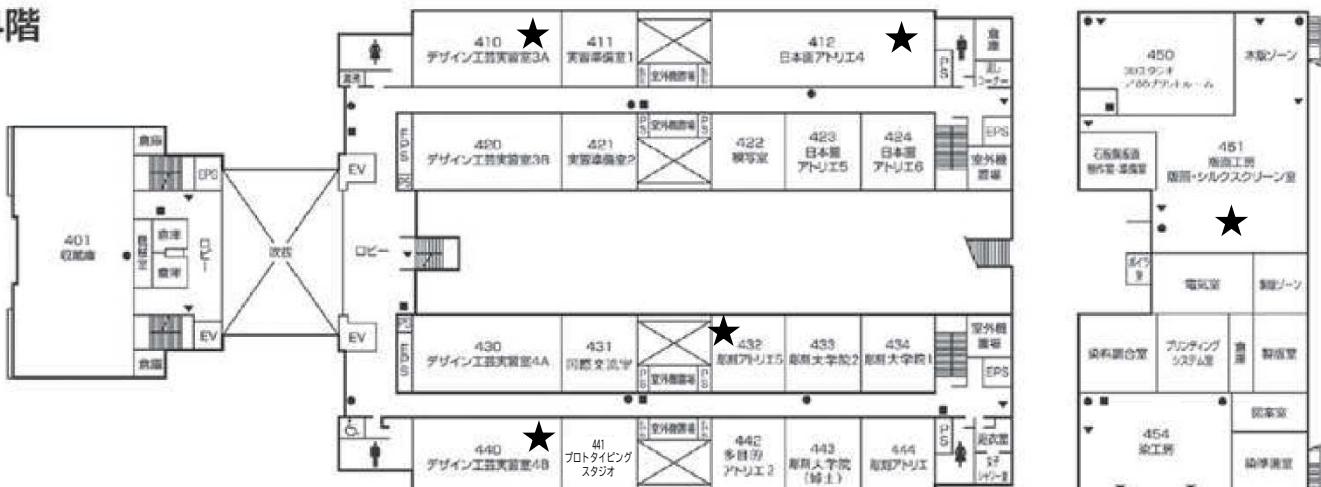


（寒暄閒聊）

(艺指掌惑)

(第1工房棟)

4階



（数据资料馆）

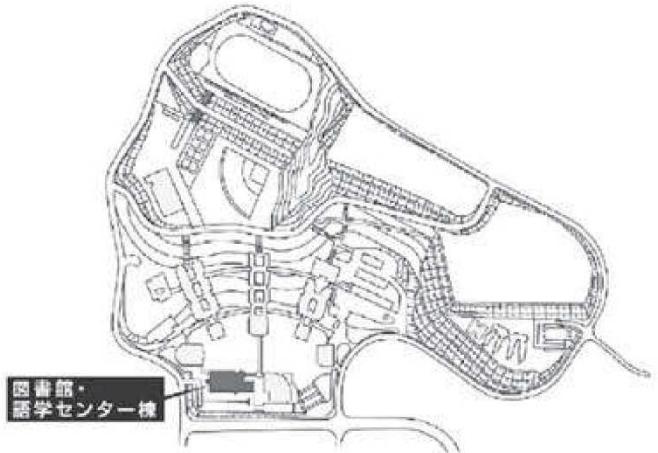
(分析学高級)

(第1工房棟)

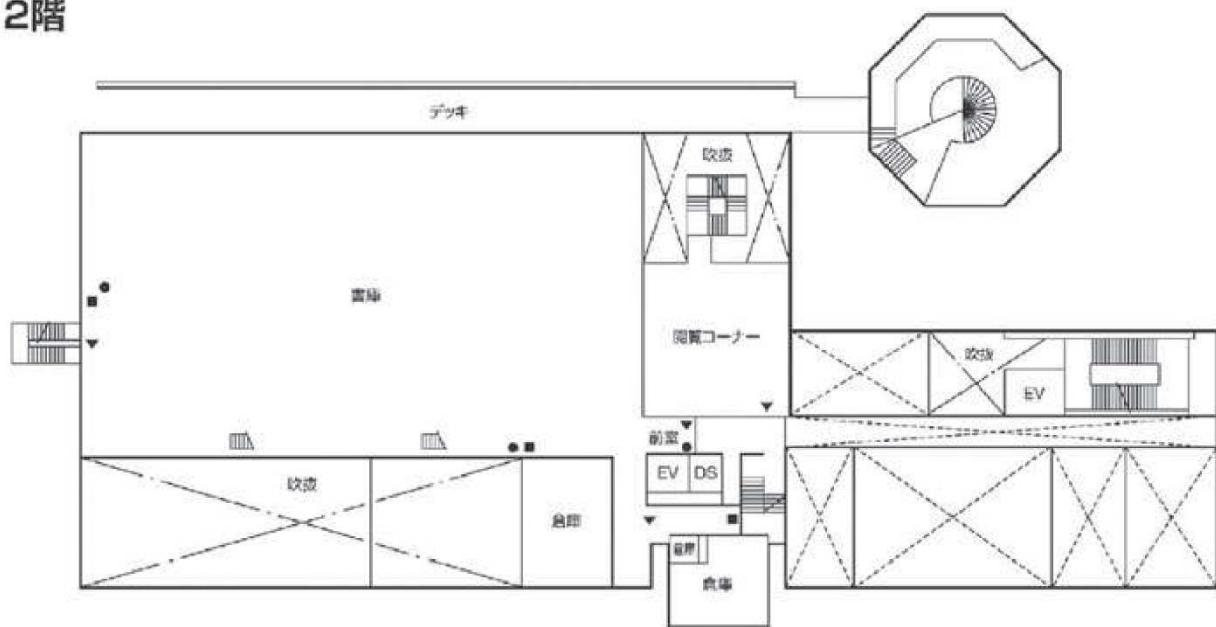
●消火器 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口

図書館・語学センター棟

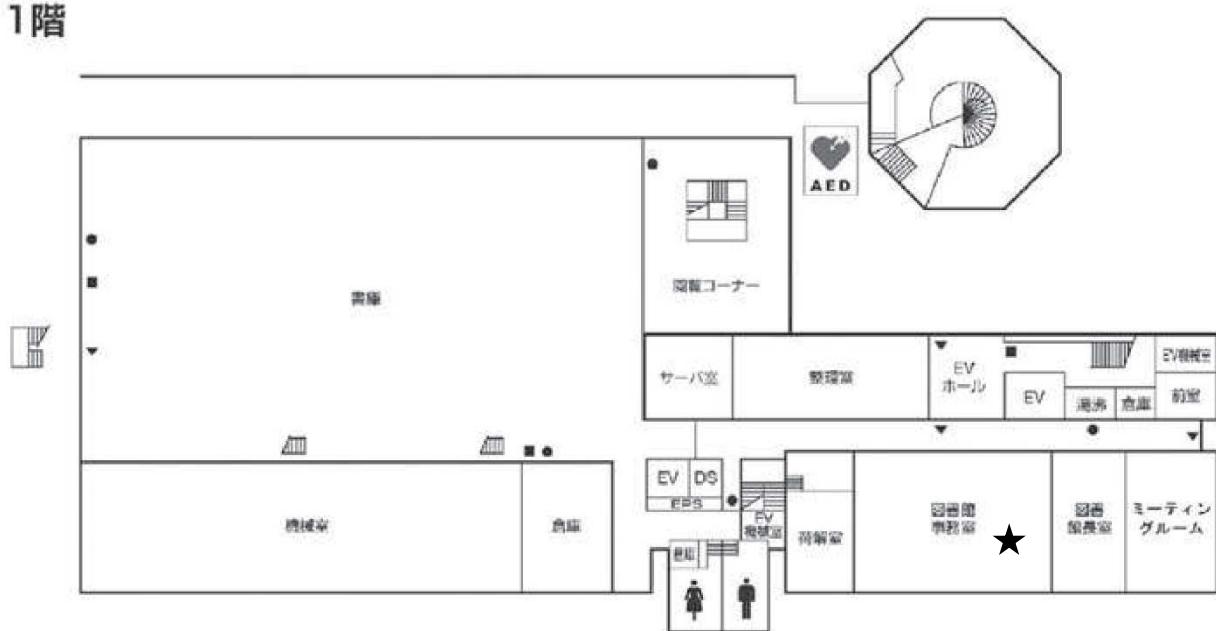
★ : 測定ポイント



2階



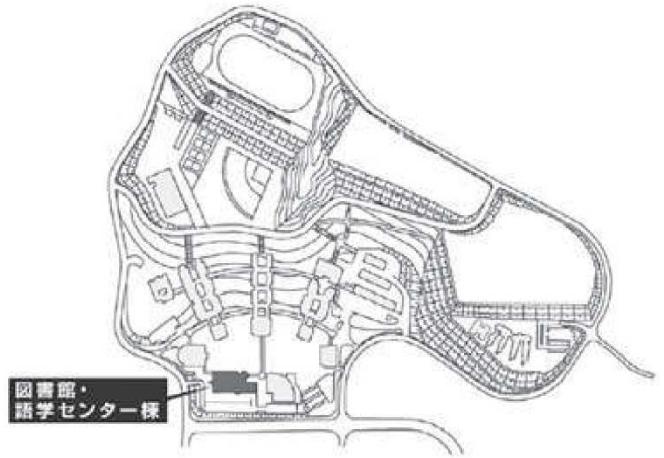
1階



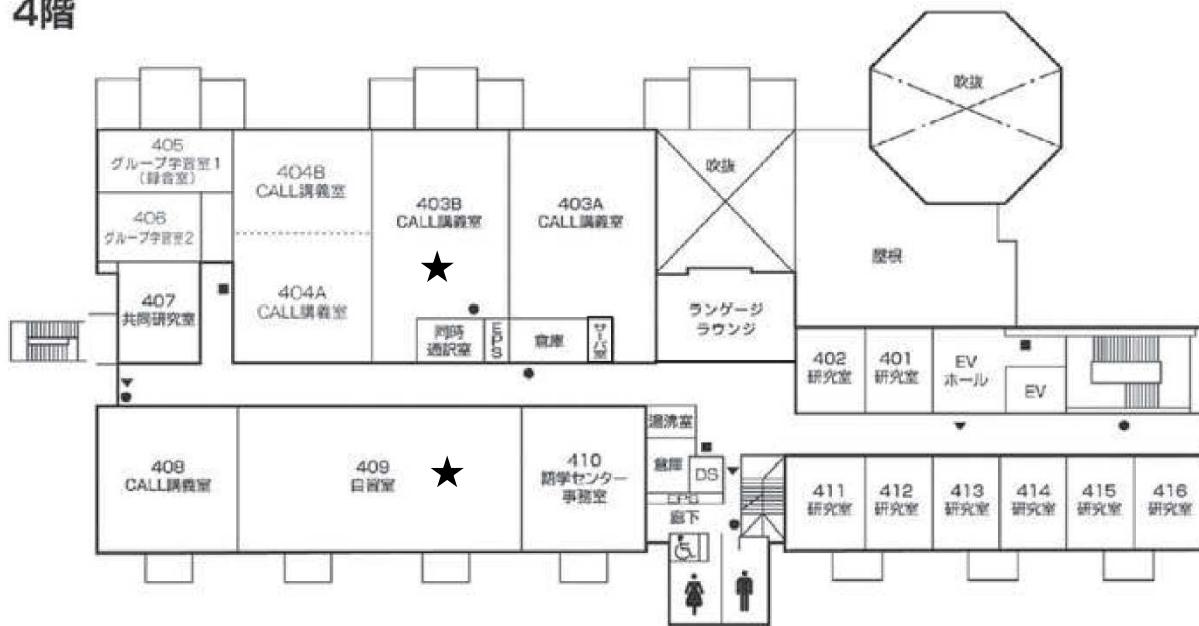
●消火栓 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口

図書館・語学センター棟

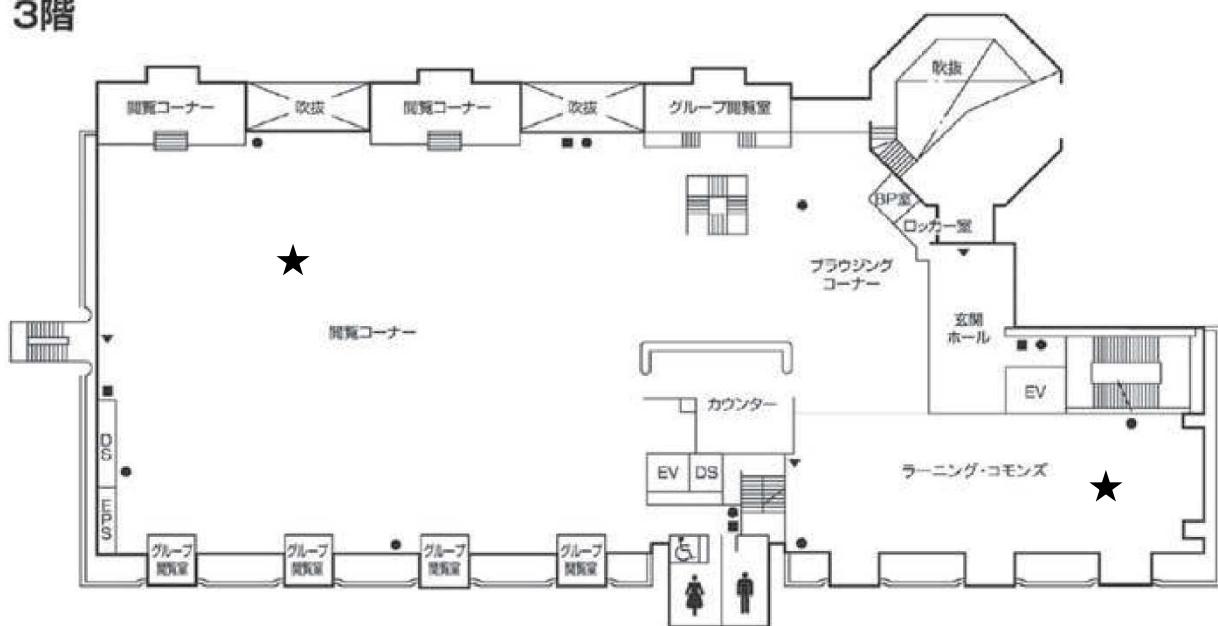
★ : 測定ポイント



4階



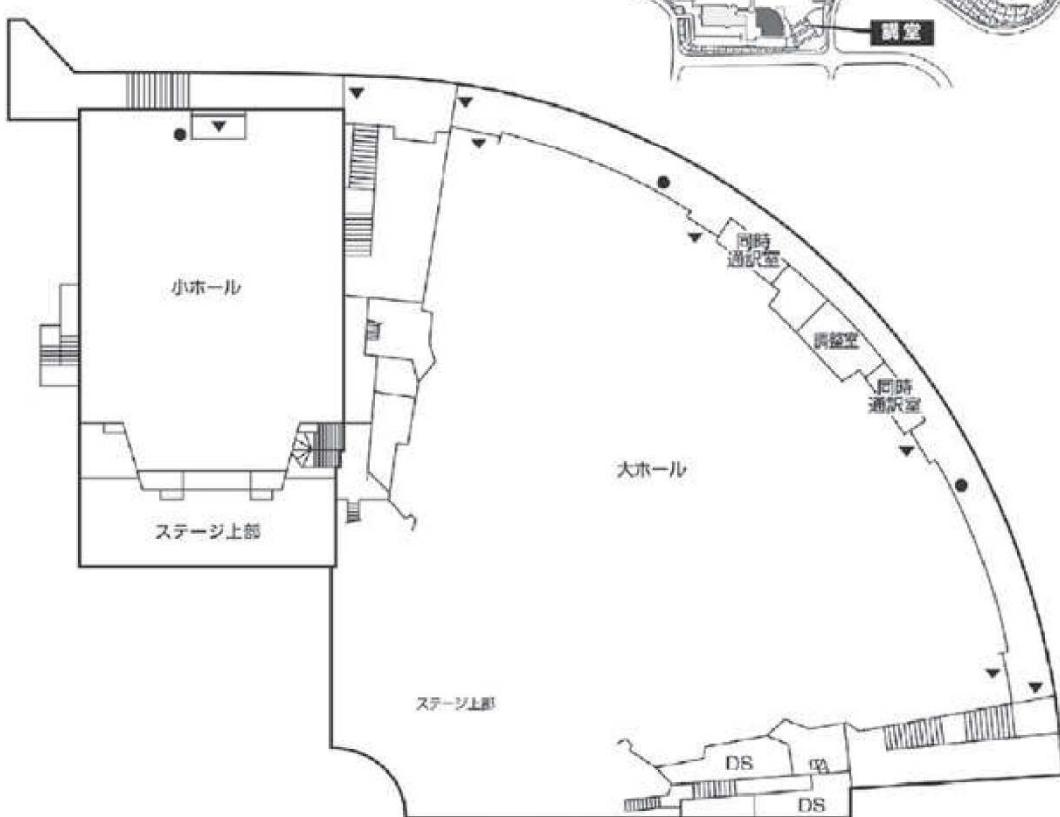
3階



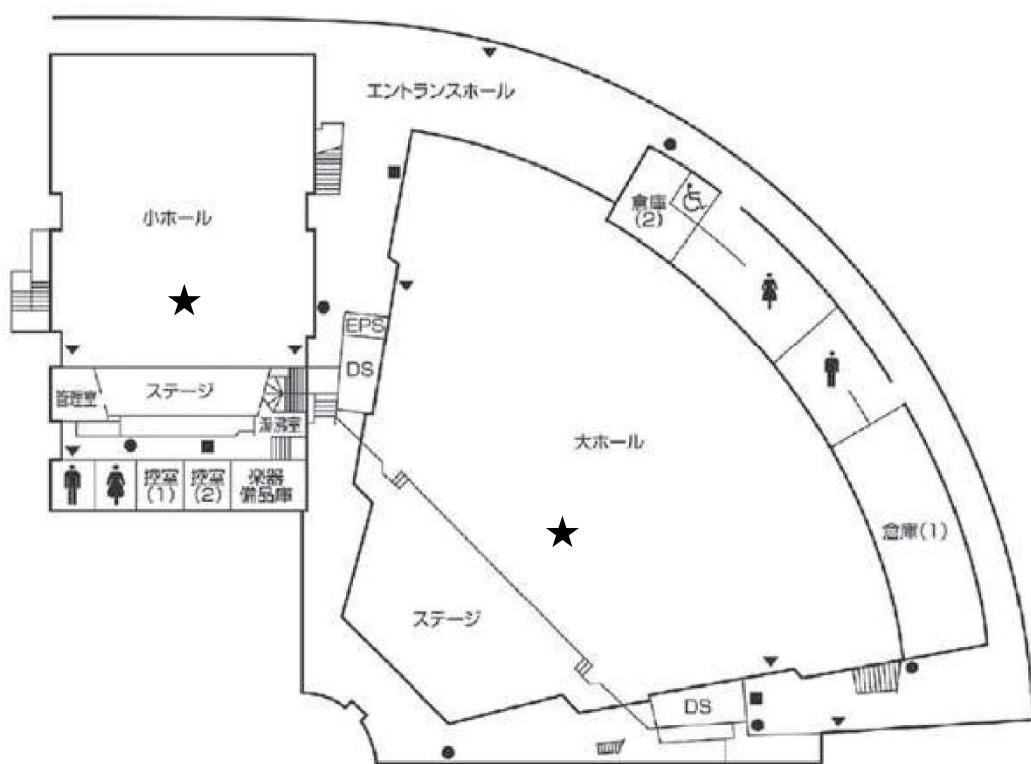
講 堂

★ : 測定ポイント

2階



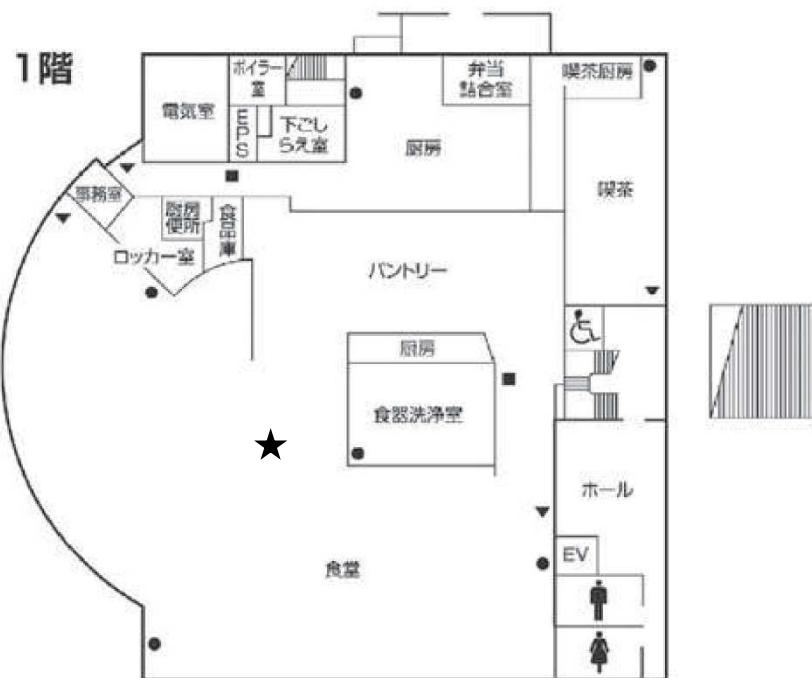
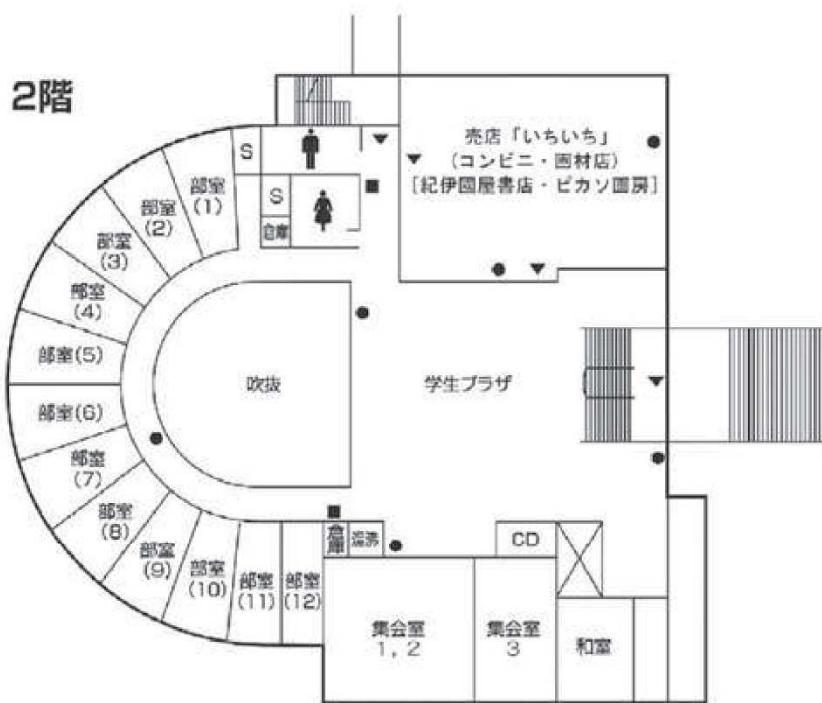
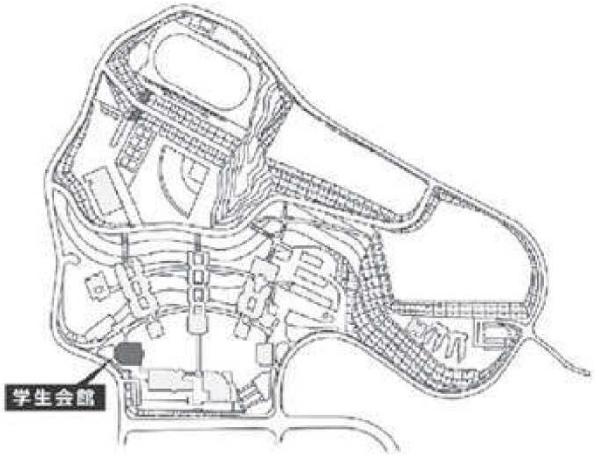
1階



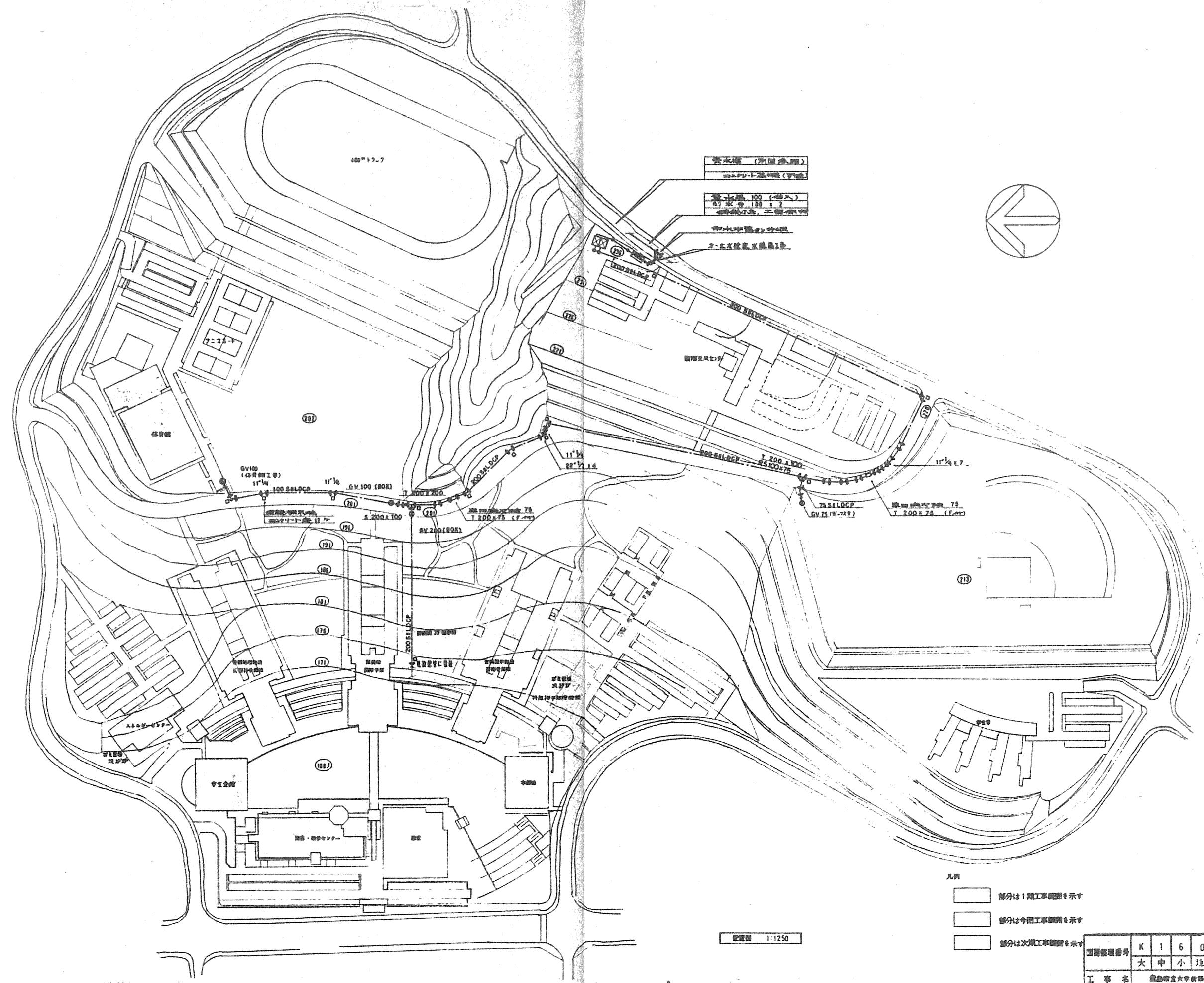
●消火栓 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口

学生会館

★ : 測定ポイント



●消火器 ■消火栓・警報器 ○警報器 ▼非常口



竣工圖

3

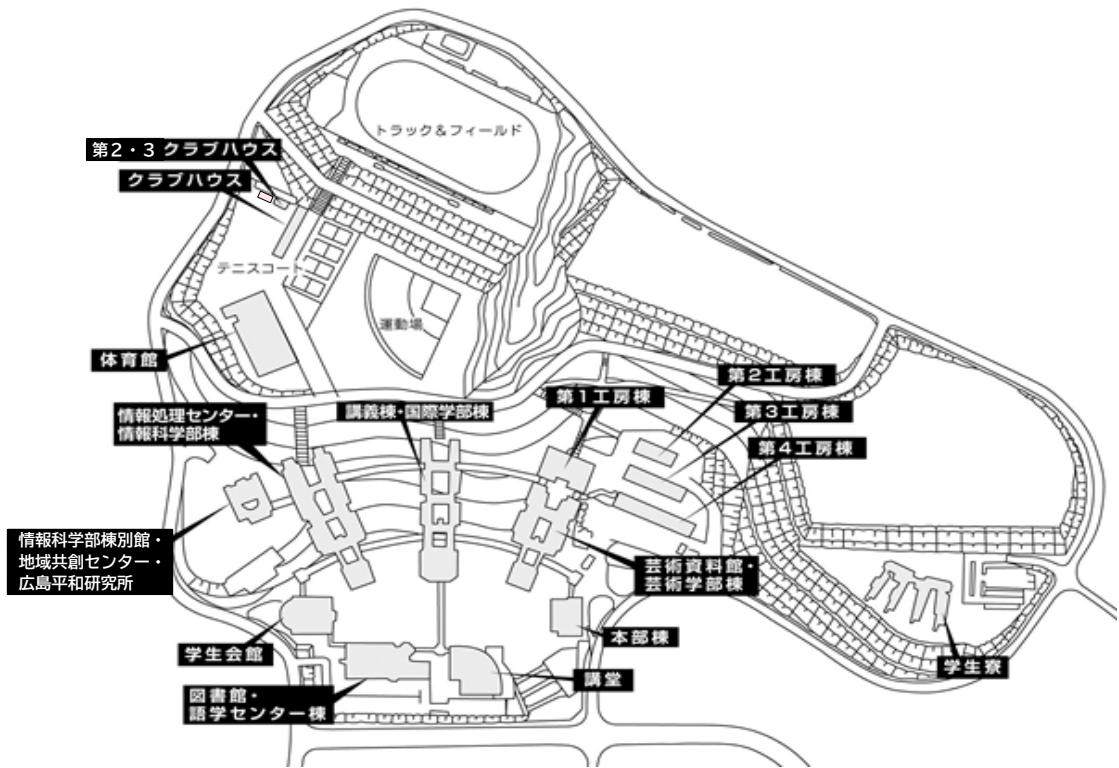
部分は1期工事範囲を示す

部分は今回工事範囲を示す

卷之二十一

部分は次項工事範囲を示す	K	1	6	09	01	種類	5
	大	中	小	地域	施設番号	種類	完了年
工事名	鹿児島市大学前無障害歩道工事						
面名	屋外配管区(桜木)				面積	C-1	1
工事者名	鹿児島市				縮尺	1/1250	

区分・施設名		構造・階層	延床面積 (m ²)	電気室	トイレ 箇所数	給湯室 箇所数	シャワー 設置室 箇所数
本部棟	RC造	2F	1,822	1F	5	2	—
学部施設等	国際学部棟	SRC造一部S造	7F	6,841	2F	11	8
	講義棟	SRC造	7F	5,244	—	14	—
	情報科学部棟	SRC造一部S造	8F	16,536	4F	39	7
	情報科学部棟別館	SRC造一部S造	6F	5,892	1F	18	6
	芸術学部棟	SRC造一部S造	6F	10,079	—	23	5
	第1工房棟	RC造	2F	2,094	1F	—	—
	第2～4工房棟	S造一部RC造	B1～2F	2,740	B1F	6	—
	小計		49,426				
共通教育研究施設	図書館・語学センター	RC造	4F	6,310	1F	8	2
	情報処理センター	SRC造	7F	2,376	1F	8	—
	芸術資料館	SRC造	6F	1,913	1F	4	—
	講堂	RC造一部S造	B1～2F	2,543	B1F	5	1
	体育館	RC造一部S造	2F	3,100	1F	3	—
	トラック&フィールド倉庫	RC造一部S造	1F	118	—	2	—
	小計		16,360				
福利厚生施設	学生会館	RC造	2F (内、食堂部分)	2,542 (1,004)	1F	5	1
	クラブハウス	RC造	2F	400	—	2	2
	第2クラブハウス	軽量鉄骨造	1F	105	—	—	—
	第3クラブハウス	軽量鉄骨造	1F	105	—	—	—
	小計		3,152				
エネルギーセンター	RC造	1F	1,002	1F	1	1	—
排水処理施設	RC造	1F	106	—	—	—	—
			71,868				



計量方法	学校環境衛生基準 落下捕集 - 標準寒天培地 37°C 48時間培養法			
計量項目	落下細菌 (コロニー)			
計量の対象	分析の結果 (コロニー)	定量	下限値	採取時刻 (室温)
本部棟 医務室	1	1		13:37 (25.9°C)
講義棟 102小講義室	2	1		15:10 (19.8°C)
講義棟 204小講義室	0	1		15:02 (21.3°C)
講義棟 302化学実験室	0	1		14:52 (22.3°C)
講義棟 402中講義室	1	1		14:21 (24.8°C)
国際学部棟 414中講義室	2	1		14:43 (22.1°C)
講義棟 404中講義室	2	1		14:27 (25.6°C)
国際学部棟 434中講義室	4	1		14:35 (25.3°C)
講義棟 502中講義室	2	1		14:10 (25.7°C)
講義棟 603大講義室	1	1		13:56 (28.5°C)
講義棟 605中講義室	0	1		14:02 (25.8°C)
講義棟 702中講義室	1	1		13:48 (27.6°C)
学生会館 食堂	1	1		15:18 (24.6°C)
講堂 小ホール	0	1		15:27 (24.7°C)
講堂 大ホール	0	1		15:27 (23.3°C)
以下余白				

1教室当たり3点で測定を行い、その平均を分析の結果とした。

備考